

## 船舶事故調査報告書

令和8年2月4日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 伊藤 裕 康（部会長）  
 委員 上野 道 雄  
 委員 高橋 明 子

事故種類	転覆
発生日時	不明（令和6年10月26日 06時15分頃～07時15分頃の間）
発生場所	不明（北海道 <sup>しかべ</sup> 鹿部町 <sup>おりと</sup> 折戸川河口沖）
事故の概要	漁船第五 <sup>さきがけ</sup> 魁丸は、転覆した。 第五魁丸は、船長が死亡し、操舵室等が損壊した。
事故調査の経過	令和6年10月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第五魁丸、2.6トン HK3-106888（漁船登録番号）、個人所有 9.50m(Lr)×2.33m×0.91m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数45、昭和61年7月7日
乗組員等に関する情報	船長 68歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 昭和55年8月12日 免許証交付日 令和5年8月31日 （令和11年5月10日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	操舵室等の損壊（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 4、視界 良好 海象：うねり 波高約0.5～1.0m、海面水温 約18℃、 潮汐 上げ潮の初期 鹿部町鹿部漁港の南東方約20kmに位置する川汲特別地域気象観測所における10月26日の観測値は、次のとおりであった。

時刻 (時:分)	気温 (°C)	平均		最大瞬間	
		風向	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)
06:00	8.2	南西	2.7	南南西	4.7
06:10	8.2	南西	2.8	南南西	9.1
06:20	8.2	南西	2.5	南西	4.3
06:30	8.8	西南西	2.1	南南西	3.9
06:40	8.9	南西	2.3	南南西	4.5
06:50	8.9	南西	2.6	南西	10.8
07:00	9.2	南西	3.6	南南西	5.7
07:10	10.0	南西	2.3	南南西	4.2
07:20	9.3	南西	2.3	南南西	3.7

事故の経過

本船は、船長が1人で乗り組み、刺し網漁の目的で、令和6年10月26日05時30分頃鹿部漁港を出航した。(写真1参照)



写真1 本船 (漁業協同組合提供)

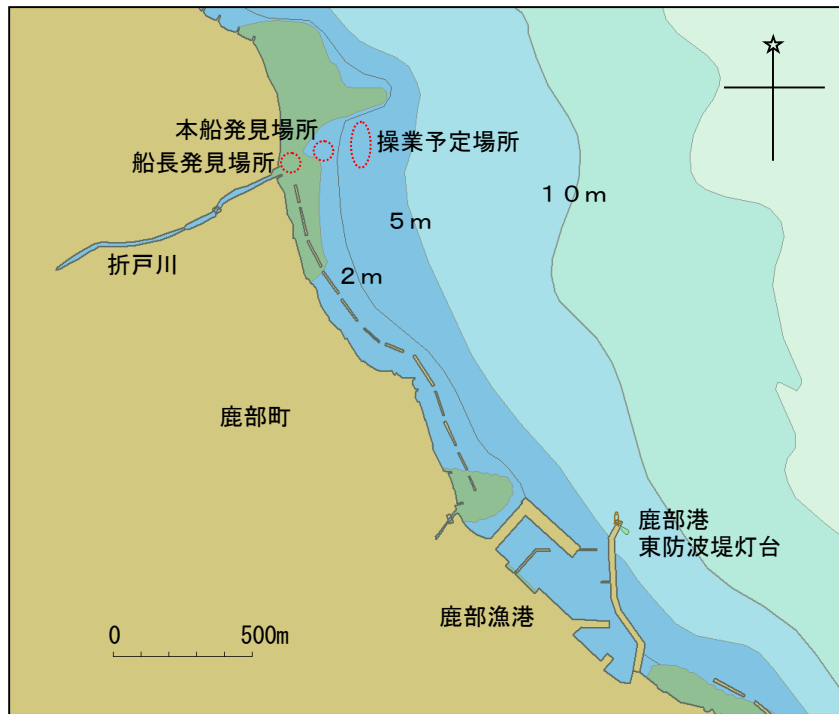
僚船の船長は、06時15分頃折戸川(二級河川)河口付近を航行する本船を目撃した。

折戸川河口付近でサーフィンを行っていた者は、07時15分頃同河口の約200m沖で転覆している本船を発見し、本船が所属する漁業協同組合(以下「本件組合」という。)に連絡した。

本件組合の職員は、08時00分頃本船が転覆していることを確認し、救難所の所属船舶に出動要請を行うとともに、海上保安部に対し、連絡が取れない船長の捜索及び救助を要請した。

巡視艇、ヘリコプターなどが船長の捜索を行っていたところ、11時55分頃、海岸で捜索に当たっていた消防署の署員が、折戸川河口の約50m沖で仰向けの状態で浮いている船長を発見した。

(図1 参照)



一般財団法人日本水路協会 航海用電子参考図 (new pec) 使用  
 図 1 本船発見場所等概略図

船長は、付近で待機していた救急車で北海道函館市内の病院に搬送された後、13時27分に死亡が確認され、後日、医師による司法解剖の結果、死因が短時間での溺死と検案された。

本船は、折戸川河口付近の海岸に引き揚げられた後、廃船処分された。

その他の事項

(1) 船長に関する情報

- ① 船長は、ふだん、体調不良を訴えることはなかった。
- ② 船長は、発見時、カッパの上下を着用し、救命胴衣を着用していなかった。
- ③ 船長は、携帯電話を所有していたが、本事故当時所持していたかは不明であった。

(2) 救命胴衣に関する情報

船長の救命胴衣（固型式、国土交通省承認品）は、船長発見場所付近の海岸で発見された。

本件組合の担当者によれば、船長は、ふだん救命胴衣を着用して操業を行っていた。

(3) 本船の損傷に関する情報

本船は、現場調査時、甲板上の構造物（操舵室等）及び船尾部の損壊並びにブルワークの損傷等が認められたが、本件組合の担当者によれば、これらの損傷は、本船発見場所付近の海底にある岩に船体がぶつかったこと及び重機で海岸に引き揚げられたこと

によって生じたとのことであった。(写真2、3参照)



写真2 引き揚げられた本船（右舷船首方から撮影）



写真3 引き揚げられた本船（右舷方から撮影）

(4) 折戸川河口沖に関する情報

折戸川河口沖の水深は、海図W17（内浦湾）によれば、同河口の約500m沖までが5m以下となっている。

本件組合の担当者によれば、折戸川河口沖は、好漁場であるものの、漁業関係者の間では波が高くなりやすい水深の浅い海域として知られていた。(写真4参照)



写真4 折戸川河口付近の状況

(5) 浅水変形等に関する情報

気象庁ウェブサイトには、浅水変形について次のとおり記載さ

	<p>れている。</p> <p>浅水変形</p> <p>沖合からの波が浅海域に進入した場合、水深が波長の 1/2 よりも浅くなると海底の影響を受けて波高・波速・波長に変化が表れます。水深に対する波高の変化を見ると、水深が波長の 1/2 ～1/6 の海域では浅くなるほど波高も低下し、元の波高の 90% 程度まで低くなりますが、それよりも水深が浅くなると傾向が逆転して波高が急激に高くなっていきます。また、波速については水深が浅くなるほど減速し、波長については短くなってゆく傾向があります。</p> <p>波浪学のABC（磯崎一郎著、平成18年8月28日株式会社成山堂書店発行）には、河口付近の波と流れについて次のとおり記載されている。</p> <p>3.2.3 河口付近の波と流れ</p> <p>（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 河川流に逆らって進入するうねりは逆流によって磯波波高が増大します。したがって、流れがない水域より、河口付近の方が大きい波が起こることが多いです。（略）</p> <p>(3) うねりが流れに逆らって進入すると、波の速度が遅くなり、流れがない場合よりも波長が短くなります。これは、波高の増大と相俟って、波形勾配の大きい急峻な波となります。これによって船の前後の揺れが大きくなり、小型船では水を被り、浸水するという危険も生じてきますので注意してください。</p> <p>(4)（略）</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>本船は、折戸川河口沖において、航行中又は操業中、高波により転覆した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、船長が死亡しており、客観的情報も十分に得られなかったことから、転覆に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長の死因は、溺死であった。</p> <p>船長は、本船が転覆したことにより、落水して溺死したのと考えられるが、落水した際に着用していた救命胴衣が脱げた可能性があり、このことが溺死に至ったことに関与した可能性があると考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、折戸川河口沖において、航行中又は操業中、高</p>

	波により転覆した可能性があると考えられる。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型漁船の船長は、沿岸部の水深が浅い海域や河口付近の海域では、高波（磯波）に遭遇することがあることに留意し、航行中又は操業中は常に波の状況を監視するとともに、自船の<sup>たん</sup>堪航性、気象情報等から危険を感じた場合は早めに同海域を離れること。</li> <li>・ 小型漁船の船長は、常時救命胴衣を適切に着用すること。また、防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を身に着け、落水した際の連絡手段を確保しておくこと。</li> </ul>